

## 【消費増税に伴う新単位数】

		<現行>		<改定後>	
身体介護 中心型	20分未満	165単位	⇒	166単位	+1
	20分以上30分未満	248単位		249単位	+1
	30分以上1時間未満	394単位		395単位	+1
	1時間以上1時間30分未満	575単位		577単位	+2
	以降30分を増すごとに算定	83単位		83単位	—
	生活援助加算	66単位		66単位	—
生活援助 中心型	20分以上45分未満	181単位		182単位	+1
	45分以上	223単位		224単位	+1
通院等乗降介助		98単位		98単位	—

## 介護職員等特定処遇改善加算（新設） 支給限度額管理の対象外

## 【単位数】

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本単位数合計の6.3%に相当する単位数  
特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを算定していること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本単位数合計の4.2%に相当する単位数

## 【算定要件】

- (1) 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
  - (一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。  
ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
  - (二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
  - (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。  
ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
  - (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  
他、現行の介護職員等特定処遇改善加算の算定要件と同じ